

重要事項説明書

2024. 6. 1

グループホーム ふれあい家族の家

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団 仁水会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 清水 寛
所在地	熊本県宇城市松橋町久具 323 番地 1
法人の理念	私たちは、人と人の「和」を大切に、地域の方々に信頼される、心のこもった医療と介護を提供します。
他の介護保険関連の事業	通所リハビリテーション ふれあい倶楽部 通所介護 ふれあい倶楽部 居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部おがわ 認知症対応型通所介護 オレンジハウス 認知症対応型通所介護 オリーブハウス 宇城総合訪問看護センター
他の介護保険以外の事業	清水整形外科医院

2・ホーム概要

ホーム名	グループホーム ふれあい家族の家
ホームの目的	認知症性高齢者（以下入居者とする）が家庭的な環境の中で、安心と尊厳のある生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。
ホームの理念	私たちは、利用者の人権を尊重し、地域の人々とのふれあいを大切にして、家族のような安心と安らぎを共有します。
ホームの運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が精神的に安定して、健康で明るい生活を送れるように援助を行う。 ・入居者が安らぎのある暮らしと、ゆったりとした自由な暮らしが出来る環境作りを行う。 ・入居者一人ひとりの認知症の状況に応じた、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたり援助を行う。 ・入居者とその家族との交流や地域住民との交流を密に行い家庭的な環境作りを行う。 ・地域全体でグループホームをバックアップする体制や家族が主体的にグループホームの活動に係わっていく体制を作る。
ホームの責任者	管理者 大嶋正美
開設年月日	平成 16 年 3 月 1 日
保険事業者指定番号	4 3 7 2 3 0 1 0 5 3
所在地、電話・FAX 番号	熊本県宇城市小川町南部田 1 3 1 番地の 1 (電話) 0964-43-5505 (FAX) 0964-43-5513
交通の便	J R 小川駅 九州産交バス 宇城市役所小川支所前
敷地概要 (権利関係)	敷地面積 2 0 2 6 m ²
建物概要 (権利関係)	構造：耐火木造平屋 延床面積：611.2 m ²
居室の概要	各室個室 冷暖房完備、クローゼット付 居室 (10. 7 m ²)・総室 9×2 (18 室)
共用施設の概要	食堂兼談話室 (90. 94 m ²) 浴室 (5. 6 m ²)
緊急対応方法	主治医又は関連医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。
防犯防災設備 避難設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 8 箇所 ・スプリンクラー ・非常用出口 4 箇所 ・消防法適正消火器 6 本 ・非煙口 8 箇所

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実務者研修 リーダー研修 管理者研修
計画作成担当者	1人		1			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実務者研修 リーダー研修 管理者研修
介護従事者	14人	11	1	2		准看護師 看護師 介護福祉士	

4. 勤務体制

昼間の体制	日勤 8:30～17:30 1人、 遅出 10:30～19:30 1人
夜間の体制	夜勤 16:00～10:00（翌日） 20:00～8:30 1人

※上記は1ユニット当たりの配置最低数（昼間8:30～19:30間に2人～4人配置）

5. 利用状況（令和6年4月1日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人、（ユニット数： 2 ユニット） 総定員 18人
要介護度別	要介護度1： 2人、 要介護度2： 6人、 要介護度3： 3人 要介護度4： 2人、 要介護度5： 3人 現在入居者数16名

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙については、本人及びその家族と共に協議し、次のとおりとする。
場所 食堂及びリビングルームのみ。
管理 職員が預かる。
- ・ 外出・外泊の場合は、必ず外出・外泊期間等を当該事業所に届ける。
- ・ 居室内での調理は禁止する。
- ・ 施設内の備品の持ち出しを禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは禁止とする。
- ・ 施設内で火の使用は禁止する。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。
保険対象外サービス	居室の提供
居室の提供(家賃)	1,500円/日 (30日の場合 45,000円)
食事の提供	食材費 880円/日(朝180円・昼350円・夜350円)
共益費	400円/日(水道費を含む)(30日の場合 12,000円)
個人消耗品の費用	個人で使用した品(おむつ等)は実費精算で自己負担となります。
電気代	25円/kw 居室での使用量に応じて精算

認知症対応型共同生活介護費

基本料金

	(1日あたりの自己負担分)		(30日換算の場合)
要支援2	749円/日	→	22,470円
要介護1	753円/日	→	22,590円
要介護2	788円/日	→	23,640円
要介護3	812円/日	→	24,360円
要介護4	828円/日	→	24,840円
要介護5	845円/日	→	25,350円

加算料金

- ① 入院時費用 246円/日(1月に6日限度)
※入院後3月以内に退院が見込める場合
- ② 看取り加算として
 - 72円/日
(死亡日31日以前45日以下)
 - 144円/日
(死亡日以前4日以上30日以下)
 - 680円/日
(死亡日以前2日又は3日)
 - 1,280円/日
(死亡日)

- ③ 初期加算 30 円/日
 ※入居日より 30 日。また、30 日を超える病院又は診療所入院後に事業所へ再入居された場合。
- ④ 医療連携体制加算Ⅰロ 47 円/日
 ⑤ 医療連携体制加算Ⅱ 5 円/日
 ⑥ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 円/日 (7 日間を上限)
 ⑦ 退居時相談援助加算 400 円/日 (1 回を限度)
 ⑧ 退去時情報提供加算 250 円/回
 ⑨ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 3 円/日
 ⑩ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 円/月
 ⑪ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 円/日
 ⑫ 若年性認知症利用者受入加算 120 円/日 (65 歳未満)
 ⑬ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 介護保険請求分 15.5%
- ※上記の各単位に関しましては 1 割負担の単位数で表記しています。

(注) 介護保険負担割合証に準ずる額。

短期利用共同生活介護費

1 日あたりの自己負担分

要支援 2	777 円/日
要介護 1	781 円/日
要介護 2	817 円/日
要介護 3	841 円/日
要介護 4	858 円/日
要介護 5	874 円/日

加算料金

1 日あたりの自己負担分

- ① 医療連携体制加算Ⅰロ 47 円/日 (要支援 2 除く)
 ② 医療連携体制加算Ⅱ 5 円/日 (")
 ③ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 円/日
 ④ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 円/日 (7 日間を上限)
 ⑤ 若年性認知症利用者受入加算 120 円/日 (65 歳未満)
 ⑥ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 介護保険請求分 15.5%

※上記の各単位数に関しましては 1 割負担の単位数で表記しています。

(注) 介護保険負担割合証に準ずる額。

* 理容代・美容代は実費としていただきます。

* 医療機関の診療費は医療機関窓口の実費精算となります。

* 入院期間中の家賃・共益費は、退居の申し出がない限り、請求させていただきます。

8. 個人情報の保護

(1) 秘密保持の厳守

・当事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た入居者及び身元引受人等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

(2) 個人情報の保護

・当事業所は、自らが作成または取得し、保存している入居者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。

・当事業所は、法令規則により公的機関あての報告が義務付けられているもの及び緊急の場合は医療機関受診等への入居者の心身等に関する情報提供、その他、入居者又は身元引受人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

(3) 個人情報の開示

・当事業所は作成し保存している入居者の個人情報、記録について、入居者及び身元引受人から開示に申し出があったときは、身分証明書等により本人であること確認の上、開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ② 当事業所の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 他の法令に違反することとなる場合。

・開示は、書面により行います。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法

により開示することができます。

・当事業所は保有個人データを開示しない旨を決定したときは、遅滞なくその旨を通知します。

9. 人権擁護と高齢者虐待防止法

・当事業所は、虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	(職・氏名) 管理者 大嶋正美
-------------	-----------------

・当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
・当事業所は、成年後見人制度の利用を支援します。
・当事業所は、苦情解決体制の整備をしています。
・当事業所は、職員へ対する人権擁護、虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

・当事業所は、職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- ・サービス提供中に、当事業所の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村等に通知します。

10.緊急やむ得ない場合の身体拘束に手続き

身体拘束適正化に向けての取り組み

- ・当事業所は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を入居者及び身元引受人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための職員に対する研修を定期的に行います。

11.記録の整備

- ・当事業所は、各サービス、職員、会計等に関する諸記録を整備します。入居者に関する諸記録については、契約が終了した日から5年間は管理保管します。
- ・入居者及びその家族は、事業所へ対して保管しているサービス提供記録等の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。「8.個人情報の保護」の項目をご覧ください。

12.感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

- ・当事業所の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当事業所において感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じては保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当事業所は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び職員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

13.非常災害対策

当事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消化活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消化設備、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び入居者、地域住民の

参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

・当事業所は、大地震等の自然災害、感染症の蔓延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

14. サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	有り
最新受審日	令和5年11月24日
評価機構	あすなろ福祉サービス評価機構

15. 協力医療機関・協力施設

医療機関	清水整形外科医院・松田病院・宇城総合病院・熊本南病院
歯科医院	河野歯科医院
介護老人保健施設	老人保健施設 八祥苑
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム しらぬい荘

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：垣下 輝光（東館） 松永 有生（西館）
外部苦情申立て機関 （連絡先電話番号）	機 関 名：清水整形外科医院 （電話）0964-32-2207 （F A X）0964-33-5693
その他各行政機関	宇城市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係 （電話）0964-32-1406 熊本県国民健康保険団体連合会 （電話）096-365-0329

個人情報利用目的

医療法人社団仁水会（以下、「法人」という。）における個人情報の利用目的は以下の通りです。

《サービス提供に伴う利用目的》

- ・ 利用者等に提供する介護サービス
- ・ 他のサービス事業者、医療機関との連携
- ・ 他のサービス事業者、医療機関からの照会への回答
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ ご家族等への病状・心身状態等の説明
- ・ その他、利用者に係る事項

《介護報酬等の請求のための事務》

- ・ 法人での介護保険、公費負担に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払い機関へのレセプト等の提出
- ・ 審査支払い機関または保険者等からの照会への回答
- ・ その他、利用者への介護保険事務に関する利用

《管理・運営業務》

- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 損害賠償に係る保険会社等への相談または届出等
- ・ 当該利用者への介護・医療サービスの向上

《その他の利用目的》

- ・ 福祉・介護・医療サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 学生等の実習への協力
- ・ 介護の質の向上を目的とした事例研究等
- ・ 外部監査機関等への情報提供

お知らせ

ご利用者の個人情報の保護について

医療法人(社)仁水会では、ご利用者の皆様に安心して介護サービスを受けていただけるよう、安全な介護サービスをご提供するよう共に、皆様の個人情報の取り扱いに万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的について

医療法人(社)仁水会では、皆様の個人情報は「利用目的に特定しその範囲内」で利用させていただいています。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて皆様からの同意をいただくこととしておりますので、ご安心下さい。

個人情報の開示・訂正・利用停止等

医療法人(社)仁水会では、ご利用者の皆様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って実施しております。

医療法人(社)仁水会の各施設・事業所

- ・指定通所リハビリテーション ふれあい倶楽部
- ・指定通所介護 ふれあい倶楽部
- ・指定認知症対応型共同生活介護 ふれあい家族の家
- ・指定認知症対応型通所介護 オレンジハウス
- ・指定居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部おがわ
- ・指定認知症対応型通所介護 オリーブハウス
- ・指定宇城総合訪問看護センター

*手続きの詳細のほか、お問い合わせ・苦情についてはお気軽にお尋ねください。

医療法人社団 仁水会